秋穂町広報

山口県吉敷郡
発行
編集　秋穂町役場
秋穂町（電話4番）
印刷所　国次印刷所

昭和三十六年度予算

一般会計
七六、二五八、一〇〇円
特別会計
国民健康保険
一二、八七四、二七〇円
融資住宅
二〇五、三〇〇円

今年度の予算については三月号で、とりあえず、概算のみお知らせいたしましたが、三月十七日の町議会で議決された予算の内容は次のとおりです。

一般会計予算説明

昭和36年度の予算審議を煩わしますに当り、私の基本的な考え方から申し上げます。

歳入歳出とも一応現行制度を前提とし、やむを得ない事情によるものは格別、原則として年間を通ずるものであります。

最近の国民経済の動行は堅実な伸長を示して居ります。即ち、国の施策である国民所得倍増計画に伴う公共投資の拡大、社会保障制度の推進、租税制度の合理化等財政運営の基本的な方向においては、国の施策に順応しております。

然し乍ら、地方自治体の特色を活かし、予算編成にあたつて財政の健全性には特に留意し、経常的経費はもとより臨時的経費についても出来得る限り経常収入を以てまかなうことを建前とし、長期的見野に立脚した計画性と弾力性につとめております。特に文教施設、産業開発施設、環境衛生施設等、現況水準にかんがみこれらの整備促進の経費に財政の許容最大額を計上し尚且つ、財源の積極的な活用を、御説明申し上げます。

歳入の大要

歳入予算額七六、二五八千円を、一般財源と、特別財源に大別致しますと、町税、地方交付税等一般歳入予算額五〇、四七五千円、国庫支出金、県支出金、或は負担金、分担金等特定歳入予算額二五、七八三千円となつておりますが一般歳入の主なものを系統的に申し上げますと、町税に於いては、現年度分は、電気ガス税、たばこ消費税、固定資産税等は、必要やむを得ない自然増は格別、極力消費的経費の圧縮につとめ、投資的経費等の投入に力点を置いつつ、行政水準の向上を図つております。以下歳入、歳出各々その大要（一部省略）となつております。

歳出の大要

歳出予算総額七六、二五八千円で、その内訳は、諸初助事業等に伴り国及び、県の支出金一五、一〇八千円、道路橋梁、保育所入所児、高度牧野造成事業等に伴う負担金分担金五億、普通建設は、各種とも三〇%程度を各策定し、予算額二〇、七〇七千円、地方交付税は、国の予算が前年に比べ三四〇億の増（一九〇億減）となつております。

一般会計歳入歳出予算額

歳入の部

款　項	予算額
町税	20,707,000
地方交付税	25,000,000
企業及び財産収入	19,000
分担及び負担金	3,146,000
使用料及び手数料	578,000
国庫支出金	11,024,300
県支出金	4,083,800
寄附金	150,000
繰越金	4,000,000
雑収入	4,050,000
町債	3,500,000
合計	76,258,100

歳出の部

款　項	予算額
議会費	1,910,500
役場費	13,322,800
消防費	843,600
土木費	17,947,000
教育費	8,653,800
社会及び労働施設費	11,455,400
保健衛生費	1,241,700
産業経済費	9,569,700
財産費	51,000
統計調査費	21,400
選挙費	61,400
公債費	5,774,300
諸支出費	4,874,900
予備費	500,600
合計	76,258,100

一般会計（疑別内訳）

就任の挨拶

町議会議長　岡田甲

さて私事この度町議会議長の要職に就任致しましたもとより浅学菲才でありましてその器ではありませんが、皆様益々御清祥のことと存じます。

皆様の御支援御鞭撻を賜りまして地方自治の振興と町勢発展の為微力を尽したいと存じて居ります。

私も未熟乍ら色々と町政に対する考え方も持つて居りますが、機会ある毎に折様と膝を交えて夢相談致し大婦的見地より町政又小きな隅々まで行きとどいた明るい豊かな町づくりに専念致しますので宜敷く御鞭撻い申し上げます。

終りに当り長年の町議長として地方自治の発展と町政に尽すいされ数多くの業跡を残されました時繁友吉議員に対しまして皆様と共に深甚なる敬意と感謝を申し述べまして私の就任の挨拶と致します。

一般会計　目的別財源内訳

就任の挨拶

副議長　田頭正甫

私は、今回はからずも町議会副議長に就任することになりましたが、何分浅学菲才、且つ、全く経験もなく、元より其の器では ありませんが宰相に、町民各位の御親禅御協力を仰いで町勢の発展のために、微力を尽したいと決意いたした次第であります。何卒よろしく御鞭撻申し上げます。

さて、わが国の農山村の実情は、数年前から曲り角に来たと云われ、不振の壁にぶつかり、足踏状態であります。その壁を打開することは、容易ならぬことで到底出何共なす方途はなく政府の強力な育成施策を待望すること切なるものがありました。政府も審議機関を設けて対策を検討しておりましたが、今回これが抜本的対策として農業基本法を制定して方向つけようとしております。その施策の重要点は、金融の円滑、構造の改善、経営並びに生産の合理化、価格の安定等々でありまして、本町にも既にその線にそつて共同化を進めつつある者もある現状であります。尚これが実施にあたりまして救上の通り政府及び地方公共団体の施策が軸となることは言を俟たないところでありますが、しかし要は、各自の周到な計画のもとに、堅い決意とたゆまざる努力、その成否の鍵かと存じます。

甚だ失礼を申し上げましたが、所感の一端を述べまして、就任の挨拶といたします。

× × ×

国保特別会計

これは、前年度に比べ、三、八二二千円余の増となつておりますが、この増因は、別途国民健康保険条例の審議を煩わしますが、前年度法給付の制限を致しておりました入院の際の給食、寝具設備が政令の定めるところにより、三十六年度より廃止、これに伴う財源を必要とする約八〇〇千円及び療養給付費の内、療養費及び療養費を信額に引上げることによつて、一、六〇〇千円、三十五年度繰上充用額一、一〇〇千円、その他は、前年度と大差ありませんが、これに伴う財源として、国、県の負担金及び補助金は、法の改正がない限りこれ以上の歳入は望めず従つて、目的税の国民健康保険税の増額、若しくは、一般会計よりの繰入が考えられますが、国保運営委員会においても、充分御検討頂つた結果、亦会計独立の規則を考察する時、税の賦課徴収条例を改め、長期的な展望に立脚し、漸年増加する療養費及び繰上充用の解消等の処理を考え、関係を逐営する以外に途かなく別途条例の改正案を提出すると共に、本予算案を編成した次第であります。

融資住宅特別会計歳入歳出予算額

歳入の部

款　項	予算額
融資住宅借家料	184,300
雑収入	20,000
繰越金	1,000
合計	205,300

歳出の部

款　項	予算額
住宅協会費	192,500
予備費	12,800
合計	205,300

国民健康保険特別会計歳入歳出予算

歳入の部

款　項	予算額
町税	7,511,000
使用料及び手数料	10,000
国庫支出金	4,662,970
県支出金	100
繰入金	690,000
雑収入	200
合計	12,874,270

歳出の部

款　項	予算額
役場費	1,152,000
保険給付費	9,440,900
保健施設費	352,400
公債費	10,000
諸支出金	1,500,560
予備費	418,610
合計	12,874,270

四月一日から 年金の保険料納付

拠出制国民年金制度全面実施

今まで町が積立てられて行く、之が広報や有線放送で度々お話しましたように**四月一日から**拠出制国民年金制度が全面的に実施になりましたのは御承知の通し保険料が納められない場合はどうなるかと言う問題がありますが、今回は主に保険免除の制度（保険料を納めないでも被保険者の資格はある）があります。

1 法定免除（当然免除）

（年金法八九条）は

一、障害年金又は母子福祉年金の受給権者であるとき

二、生活保護法による生活扶助又はらい予防法による扶助を受けるとき。

三、国立、私立のらい療養所又は国立保養所に収容されるとき（施設は省令で定められる）

2 申請免除（年金法九〇条）は

一、所得がないとき

二、被保険者又は被保険者の属する世帯の他の世帯員が生活保護法による生活扶助以外の扶助又はらい予防法によるこれに相当する扶助を受けるとき

三、地方税法に定める障害者及び寡婦であって年収の所得が十三万円以下であるとき。

四、その他保険料を納付することが著しく困難であると認められるとき。

この様な場合にそれぞれ手続きをして免除になる訳ですが、このうち法定免除は年金法によって当然免除になるもので届出だけで済みますが、申請免除は本人の氏名は勿論所得の状況や町民税、固定資産の評価格その他の事項を記入した免除申請書を県知事に提出すると認定基準によって免除するしないが決まる仕組になって居ります。

蓋で考えなければならない事は免除を受ければ保険料を払わないで済むが、払った方とどう違うかと言う事です。老令年金の場合例えば二十才の人が六十才五四年間の保険料を納めた人は六十五才になれば年間四二〇〇円宛年金が貰えます。これと同じ人でその間、に十年間現免除を受けた人は三〇、〇〇〇円宛しか貰えません。このように保険料を納めた期間に応じて年金額が決まる訳です。若し納め難い人はこの手続きをしないで居ると折角貰える年金（拠出制年金には六十五才に達して言う老令年金、片手、片足を失うようなひどいけがをしてよくならない為に積立てるんだと言う認識を深められ婦人会の方々が集金に行かれたら御協力を御願いします。

当町の保険料の納入方法は

当町ではこの年金の保険料を被保険者が納める方法を次のように考えて居ります。

町内にこの被保険者が約三、〇〇〇人あります。これらの人々が毎月印紙を貼って検認を各自が受けることは大変な時間の空費になりますので各部落の婦人会の方に御願いして毎月保険料を徴収してもらう、部落でまとまったお金を役場の住民課え毎月末迄に持って来てもらう、と住民課では納められた人々の年金手帳に印紙を貼付して検認をする。

従って今被保険者の御手許にある年金手帳は役場の住民課で預って置くと言う方法でありますので被保険者の所縁方は自分の将来のいいけがをしてよくならない為に積立てるんだと言う認識を深められ婦人会の方々が集金に行かれたら御協力を御願いします。

税だより

◎固定資産税（第一期分）の納期限は**四月二十八日**です

期限内に挙って完納致しましょう!!

◎固定資産課税台帳の縦覧期間について

今年の固定資産評価の基準年度となっています。

課税台帳を次のとおり縦覧に供しますので庭覧を希望される方はこの期間に御覧の上不明な点については係にお尋ね下さい。

期間　場所

四月二十日より　大海支所

四月三十日まで

五月一日より　町役場税務課

五月十日まで

4月10日 招魂祭

盛大裡に執行　余興奉納大競馬大会

昭和三十六年度の招魂祭は、好天に恵まれ、四月十日午前十時から、忠魂神前の広場で、遺族の方をはじめ、来賓多数の臨席を得て仏式により、盛大に執行されました。当日は、祖国のために、戦没せられた、四三五柱の御霊安かれと、一殿の方々も多数参拝につめかけ、英霊の冥福を祈り遺族の方々、ありし日の父、夫、兒、弟等の面影の佛を思ひながら、正午近く式も終り、午後は心づくしの供物を頂いて、奉納競馬、映画に楽しい一日を過しました。

奉納競馬は、数千人の観衆を集め、出走馬も、山口、防府、二島、篠籠司、阿知須と各地から集まり、九日、十日の両日に亘って華々しく開催された。

5月7日 町民体育大会 実施要項決まる

今年の町民体育大会は、五月七日の日曜日（雨天の場合は十四日）に町敬グラウンドで挙行されることになりましたが、その概要要領が次のとおり決定しました。

一、**部落区名**

名称	編入区名
大河内	大河内南、北
一区	天神町、浜中
二区	北条、中条
三区	井南、浜内
四区	小浜、赤崎
	日地
青江	金山令、西青江、先青江、中浦
花中	花香南、北、中津江
浦東	屋戸、加茂町、海岸通、上本町、東本町、本町
	祇園町
	下村
	中野
	東天田
	西天田
	宮之目

消防団幹部の更迭

四月十五日付で消防団幹部の更迭が行なわれました。今回辞任された福江広登氏は昭和二十六年から団長として、また吉田恒雄氏は二十九年から副団長として治安の維持と、消防の拡充強化、発展のため、献身的に尽して来られたことについて深く感謝いたしたいと思います。

また後任の団長、副団長はともに消防に深い理解を持ち、又永い経験を持っておられる方たちだけに、今後の活躍が大いに期待されます。

団長　田頭　正雨

副団長　松広　嘉男

副団長　多田　和

昭和三十六年度の区長さんが決りました

このたび、みなさんの新らしい区長さんが、決りました。

区長さんは、みなさんの代表として、町との、区との事務の処理について、色々と、御協力を願っております。

新区長さんは、次のとおりです。

大河内北	松崎　寄平
大河内南	森玉　良兵
天神町	原田　吉郎
浜中	浜甲　九郎
北条	中川　寿雄
中条	山根　雪樹
井南	三好　真市
浜内	為末　計典
小浜	村光　榮助
赤崎	吉水　吉良
日地	松富伊之助
金山令	中川　和作
西青江	中村　柳雨
先青江	原田　定市
中浦	藏部　清一
花香南	平田　雄三
花香北	西村　利治
中津江	片岡　義輔
屋戸	平田ヤスノ
加茂町	河野　敬一
海岸通	三尾　徳一
東本町	德永　三造
上本町	森　彌平
本町	原田　市助
祇園町	三井　芳夫
下村	宮之目　利文
中野	内田　友一
東天田	德永　繁光
西天田	為一
宮之目	黒潟北
	黒潟南

お知らせの恋

引揚者（遺族）給付金の請求はお済みですか五月十六日で権利消滅

引揚者（遺族）給付金の請求については、昨年から回覧でお知らせしておりますが、この給付金の請求権利が、今年の五月十六日でなくなり、それ以降は請求が出来ません。申請書や、その遺族の方でまだ請求をしておられない方は五月十六日までに、町役場住民課で早速手続をされるようお知らせします。

尚詳しいことは、住民課にお問合せ下さい。

人事異動

四月一日付で発令

町職員の人事異動が、四月一日付で次のように発令されました。

なお、これまで住民課長は、助役兼務でありましたが、このたびの異動で、住民課長が任命されました。

▲総務課長補佐兼▲住民課長松本久雄▲税務課長、横沼登▲施設課長、岡広勤二▲総務課庶務係長、安藤明▲施設課商工水産係長、福田雅一▲住民課住民係長、松崎寿一▲税務課勤務、松村術策▲税務課勤務、中川清▲議会事務局長、原野哲郎▲教育委員会、西村謙治▲教育委員会、三好修治▲教育委員会、原田求男

心配ごと相談日 五月は19日の予定

心配ごと相談は開設以来満一ケ年を迎えました。開設日は、毎月二十日になっておりますが、事情によって変更することもあります。

毎回とも、相談に出て になる方がたくさんあって相談に応じられる、国や、県の係官の方たちも、非常に熱心に親切に応答、指導せられ、みんなから大変喜ばれて、なごやかな雰囲気の中に、心配ごとが解決しています。

五月の相談日は現在のところ19日に予定しております。人権、家事、民事、職業、生活、母子、児童、苦情などいろんなことについて、どんな小さな心配ごとでも気軽に相談にお出でになることをお奨めいたします。場所はいつものとおり町公民館であります。

第54号

拠出制国民年金制度全面実施

四月一日から 年金の保険料納付

4月10日 招魂祭

盛大裡に執行　余興奉納大競馬大会

5月7日 町民体育大会 実施要項決まる

消防団幹部の更迭

昭和三十六年度の区長さんが決りました

引揚者（遺族）給付金の請求はお済みですか五月十六日で権利消滅

人事異動

心配ごと相談日 五月は19日の予定